

第6回成長力底上げ戦略推進円卓会議議事概要

日 時：平成20年6月20日（金） 18：30～19：10

場 所：官邸3階南会議室

出席者：樋口議長、石川委員、氏家委員、清成委員、小出委員、佐伯委員、桜田委員、高木委員、竹中委員、丹羽委員、渡邊代理委員、町村官房長官、大田内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、加藤内閣府大臣政務官、遠藤財務副大臣、舛添厚生労働大臣、澤農林水産大臣政務官、中野経済産業副大臣、金子国土交通大臣政務官、大野官房副長官、岩城官房副長官

（大田大臣） それでは、ただいまから成長力底上げ戦略推進円卓会議の第6回会合を開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回は前回までの議論を踏まえまして、中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針についてご議論をいただきたいと思います。

会議の開催に当たりまして、内閣官房長官より一言ご挨拶をいただきます。

（町村官房長官） 皆様方には週末の大変お忙しい時間にお集まりいただきましてどうもありがとうございます。この底上げ戦略に多大なるご協力を賜りまして、御礼申し上げます。

この円卓会議では中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げということで昨年来からご議論をいただいております。本日はこれまでのご議論を踏まえ、合意案につきましてご議論いただき、成果のとりまとめができれば幸いだと、こう考えております。相当皆様方の中でも激しくかつ活発なご議論をされているということは伺っておりますが、どうか各委員におかれましては我が国の中小企業と働く人の底上げを図る観点から、何とぞ建設的なご意見をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

[プレス退室]

（大田大臣） それでは、樋口議長に議事の進行をお任せいたします。

（樋口議長） それでは、議事を進めてまいります。

本日は岡村委員にかわりまして、渡邊佳英日本商工会議所特別顧問がご出席でございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、小島委員がご欠席であります。

それでは、本日の提出資料につきましてご説明をいただきます。まず、前回会合でご質問がございました下請適正取引の関係について、中野経済産業副大臣からお願いいたします。

(中野経済産業副大臣) 経済産業省副大臣の中野正志でございます。甘利大臣がカザフスタン大統領との首脳会談に陪席をいたしておりますので、代理で大変恐縮ですがお許しをいただきたいと存じます。

なお、今ご指摘がありました下請適性取引等の推進のためのガイドライン、皆様のお手元に資料No.1ということでお配りをさせていただいております。言うまでもなく、中小企業の生産性向上のためには下請適正取引の推進が重要であるとの考え方の下、10業種において下請適正取引ガイドラインを策定いたしております。

素形材産業等の業界で行ったフォローアップ調査によれば、ガイドライン活用による取引改善効果があったという回答が約3割ありました。一定の効果が確認できたと思います。その他の業界においても現状把握と今後の対策実施のため、フォローアップ調査に着手をしたところでもあります。8月末めどに調査をまとめたと考えておりますけれども、調査結果を踏まえてガイドラインの認知度、活用度の向上、必要に応じたガイドライン改訂の検討などに取り組むよう、各業界に指示するとともに、「下請かけこみ寺」を全国47都道府県に設置をいたしておりますけれども、これを活用してさらなる普及啓発に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

(樋口議長) ありがとうございます。

よろしければ、次に合意案につきまして議論していきたいと思っております。

まず、内閣府から合意案について説明をお願いいたします。

(山崎内閣府官房審議官) お手元の資料No.2でございます。合意案に関しまして読み上げさせていただきます。

中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な 引上げの基本方針について(合意案)

平成20年6月20日、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の第6回会合が開催され、参加した有識者、労働界・産業界の代表者及び政府関係者は、以下の点について合意した。

1. 中小企業の生産性向上

- 日本全体の成長力の底上げに当たっては、中小企業の実産性向上を図ることが重要であることから、政労使が一体となって「生産性向上プロジェクト」を強力に推進し、IT化の推進や人材の確保・育成の強化等による中小企業の体質強化、収益力向上に努める。
- 特に、中小企業にとって大きな問題となっている下請取引については、下請代金支払遅延等防止法による取締の一層の強化を図るとともに、下請ガイドラインの普及啓発にかかる取組みを強化し、下請適正取引等の推進に全力をあげる。

2. 最低賃金の中長期的な引上げ

- 最低賃金については、賃金の底上げを図る趣旨から、社会経済情勢を考慮しつつ、生活保護基準との整合性、小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準との均衡を勘案して、これを当面5年間程度で引き上げることを目指し、政労使が一体となって取り組む。
- 上記の引上げに当たっては、経済・企業・雇用動向、中小企業の実産性向上の進展状況、経営環境の変化等も踏まえる。
- 成長力底上げ戦略の最終時点（21年度末）において、経済状況等の変化、中小企業の実産性向上の状況や小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準の実態等を踏まえ、上記の中長期的な方針の進捗状況を確認し、必要な再検討を行う。
- 上記の中長期的な方針は、最低賃金の国全体の水準に係るものであり、地域別最低賃金は、地域の実情を踏まえ地方最低賃金審議会の審議において自律的に審議、決定されるものである。

次に資料3でございますが、本日ご欠席の小島委員からのご意見でございます。少し長いので簡潔に内容をご紹介したいと思います。まず1枚目でございますが、ポイントとしましては、②のところに書いてございます、経済全体にとって家計の所得が伸びることがバランスを回復し良循環を生むために重要である。

③で、その点で、まず収益力のある企業がその実力に応じた賃金を支払う（賃金を増やす）ことが肝心だが、大多数の労働者が雇用されている中小企業も積極的に賃金支払いを増やすことを発想して欲しい。下でございますが、生活保護基準を下回るような最低賃金の水準は、そうした条件での雇用は社会的な期待に反し、支持を受けることは難しいだろう。

④でございますが、最低賃金の具体的な数字については難しい面もあるが、基本は上記のよ

うな時代と社会の要請に照らして考えるべきである。

次のページでございます。中央の上でございますが、日本への期待を考慮すれば、先進国らしい最低賃金水準が確保されなければならない。少なくともOECD諸国の上位グループにおいて当然である。誇りと品格のある日本であり、日本企業でありたいと。

⑤でございますが、最低賃金が上がることによる日本賃金水準全体が底上げされ、上記に経済の好循環が確保される基礎ともなり得る。その意味で最低賃金問題は一層重大であるという趣旨でございます。

以上でございます。

(樋口議長) ありがとうございます。

それでは、各委員からご発言をいただきたいと思います。どなたからでもどうぞ。

渡邊委員。

(渡邊代理委員) 日本商工会議所の特別顧問、そして東京商工会議所の副会頭を務めさせていただいております渡邊でございます。現在岡村会頭が腰の手術で病氣療養中でございますので、本日は私のほうから何点か申し上げたいと存じます。

なお、これから申し上げることは、日本商工会議所の正副会頭会議で協議した結果を踏まえたものであり、中小企業、小規模企業の総意であるとお考えいただきたいと思います。

まず、最低賃金の引上げでございますけれども、生産性向上の実績を踏まえて行うべきものであるということでもあります。政府におかれましては生産性向上プロジェクトを打ち出しておられまして、私どもとしては大変感謝しておりますけれども、その結果があらわれるまでには何年か時間がかかると思います。中小企業の自助努力が前提ではありますけれども、政府におかれましては、さまざまな施策により迅速に進め、一刻も早く実績をあげていただくようお願い申し上げます。

次に、「最低賃金の中長期的な引上げについて」でございますけれども、今後の社会経済情勢、中小企業の実績などを踏まえていただくことは当然であります。また、原案で小規模事業者の高卒初任給の最も低位の水準との均衡を勘案するということでございますけれども、小規模事業者は中小企業基本法という従業員20人以下の事業者であります。常用雇用の初任給との均衡を勘案するということではかなり高いハードルであると考えております。

したがって、我々も努力するつもりでございますけれども、原案に書いてありますとおり、経済・企業・雇用動向、中小企業の実績向上の進展状況、経営環境の変化を踏まえた上で、実態に即して進まれるよう何とぞご配慮いただきたいと思っております。

以上です。

(樋口議長) ほかにいかがでしょうか。

佐伯委員。

(佐伯委員) この合意案は、中小企業にとって大きな問題である下請取引の適正化に配慮をして書いてあることは大いに評価したいと思っております。今後も下請取引の適正化の推進をお願いしたい。

また、小規模事業者ということについての私の考え方は、中小企業基本法の第2条第5項に規定されている従業員20人以下ということを考えるべきじゃないかと思っております。

それから、若干外れるかあるいは関連はあると思うのですが、ちょうど舛添大臣がいらっしやっておりますので、中小企業の生産性向上という場合、我々どうも健常者だけ考えているという感じがするんです。私は宮城県の高齢障害者雇用支援協会の会長もやっておりますが、我々中央会も同様ですが、障害者の雇用を支援して生産性を上げるというのは非常に大変なことです。その辺をぜひ、この合意の中に入れるとかじゃなくて、舛添大臣のご尽力といいますかご理解をいただきたいと思えます。

(樋口議長) 舛添大臣、ご意見があれば。

(舛添厚生労働大臣) しかと承ってやりたいと思えます。

(樋口議長) どうぞ。

(丹羽委員) 先ほど生産性の向上の話が出ましたけれども、生産性の向上というのはちょっとややこしいですけれども、ユニットレーバークストを増加させることのない、言い換えるとインフレを引き起こさない平均賃金の伸びを規定するというものであって、生産性の伸びが5%のときに平均賃金の伸びが5%であればユニットレーバークストの伸びはゼロでインフレは生じない。もちろん生産性向上によって国民一人当たりの生活水準が上昇すれば、いずれ最低賃金の計算の根拠が変わるということで、最低賃金も上昇し得るわけでありましてけれども、生産性向上と最低賃金を直接に結びつけるべきではないと私は思うんです。

その最低賃金が労働者の生活安定を保障し得るまさに最低限の生活水準を意味するものであれば、その算定根拠は労働者の生計費に絞るとというのが筋だと思うんです。

もちろん、現在のように事業主の賃金の支払い能力に配慮して決定されるのであれば、最低賃金水準以下の生活を労働者に強いる事態が生まれることにもなるわけでありましてから、今一度原点に立ち返って、生計費に基づいて真にあるべき最低賃金水準を試算して最低賃金を早期に見直すべきであると思えます。

その意味で、今回のこのとりまとめが出ました資料No.2にありますように、生活保護基準との整合性ということで、小規模事業者の高卒初任給の最も低位の水準との均衡を勘案して5年間で引き上げるという合意については、私はもうこれは今までと違って画期的なことだろう。いろいろ細かな点はあると思うんです、考え方もいろいろあるかもしれませんが、やはり考え方と水準を決めるということが第一であります。細かい点は皆さんいろいろご意見あると思うんですけれども、これは地方の実情に応じて地方である程度決まっていくわけでありまして、基本的な原則、考え方というものをきちっとする必要がある。生産性向上をしなければ上げられないというのとはちょっと違うと思うんです。

そういう意味で今回のとりまとめの趣旨ですね、生活保護との整合性をつくるということで、私は原則として今回のとりまとめの方法は、今までと違った画期的なものであり、これをガイドラインとして各地方で実情に合わせて決めていただくというのがベストではないかと思っております。

ということで、このとりまとめ、賛成いたします。

(樋口議長) ありがとうございます。

清成さん。

(清成委員) 結論的に言いますと、今の丹羽委員のご意見と全く同じですが、やはり生産性の問題と最低賃金を短絡的に結びつけるべきではない。これまでのコストアップに対する中小企業の対応ですが、この30年、40年ずっと見てまいりますと、先にコストが上がって、そして中小企業が生産性を上げてそれに対応する。生産性を上げることができなかったものは消えていく。そしてまた逆に、生産性が高い企業が参入するという、この繰り返りで日本の中小企業というのは長期的に高度化してきたんですね。

したがって、生産性の向上を踏まえて最賃の問題を検討するという趣旨はよくわかりますけれども、しかしそれを言っているとなかなか改善が進まないだろうということ。

それからもう1つは、小島委員のご指摘にもあるわけですが、やはりグローバル化が進むという中で、先進国の日本における中小企業ということを考えた場合に、低賃金に依存する低生産性型の中小企業を残すということは、やはり国民にとって決してこれはプラスにはならない。幸い、今回は下請取引の改善あるいはそのほか生産性向上に対する施策がいろいろ用意されていますので、自助努力で生産性向上には努めてもらいたい。したがって、これと切り離して最低賃金の問題を考えるということになります。やはり今回の合意案で結構だと思います。

(樋口議長) 官房長官、ちょっと所用により退席なされます。

(町村官房長官) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(小出委員) 先ほど佐伯委員などから、小規模企業というのは従業員 20 人以下と、考えていると言われたんですが、データがきちっと開示されないとなかなか判断できません。私どもとしては高卒初任給の平均で何とかしてほしいという思いでずっときたのですが、内閣府のほうでいろいろと出されて、結局小規模企業、従業員が 10 人から 99 人の中の、それも第 1・十分位数というのが 1 つの数字として出されたところです。我々としては正直いってその数字すら不満です。第 1・十分位数というのは一番下ですから。だけれども、私どもとしては、今現在あるデータを使ってある程度提示された数字をもって何とか組織をおさめたいと、こういう思いで本日は出席させていただいております。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

(樋口議長) ほかにいかがでしょうか。

高木会長。

(高木委員) 小島委員のペーパーを今拝見して、今さらそもそも論でもないのですが、これまでなぜ私どもが、最賃の問題を日本の社会にとって非常に重要な課題だということで議論してきたのかということです。経営側、今丹羽会長なり清成先生からもお話ございましたけれども、確かに生産性との関係というのを意識されるのは私どもわからないではございませんが、じゃあ生産性との因果関係を考えたらどういうことになるのかというのもいろいろな観点からの検証も待たれるような話かなと思っております。

その辺はともかくといたしまして、今の日本の社会の実態を見たときに、最低賃金の低さが社会的にどんな影響を様々及ぼしているのかということについて、もちろん全てが経営側の御責任だなんてことは申し上げませんが、経営側のお立場でもその辺もう少し大所高所からいろいろ物事をお考えいただきたいなと、そんな思いを持ちながら今話を聞かせていただきました。

それで、今従業員 20 人以下というお話がございましたが、小出委員からも申し上げましたように、このペーパーは本日仮に合意が整ったとして、すぐ中央最低賃金審議会のほうに送られるわけですね。中央最低賃金審議会でもいろいろな議論に恐らくなるだろうと思ひますが、統計的に従業員 20 人以下のところのデータは今あるんですか。

(青木厚生労働省労働基準局長) お答えいたします。データはございません。今ありますのは一番基本的な賃金統計調査については賃金構造基本統計調査、これは 10 人～99 人ということです。調査票も 20 人で切っておりませんので調査票に戻ってもできないということでもあります。

(高木委員) もしそういうことであつたら、議論するときデータなしで議論するというのはどうなのでしょう。数字が高い低いはいろいろ結果で、それはそれで受けとめて議論しなければいけないだろうと思っておりますけれども、現にデータがとれないお話を俎上に乗せてというのは、恐らく中央最低賃金審議会のほうに諮問される舛添大臣のお立場でも、あるいは中央最低賃金審議会をいろいろ仕切られる青木局長のところでも、さて、どうしたものかなというお話ではないでしょうか。そのことをちょっと懸念しているということだけ申し上げさせていただきます。

(丹羽委員) 20人以下の給与データがないにしても、日本で大体95%の企業が30人以下です。100人以下で99%です。そういうことですから。大体今のような数値でほぼ推定がつくのではないかと。最賃と高卒初任給の一番低いところの差が、地域によっていろいろありましようけれども、大体大きいところで時給300円ぐらい、最も少ないところの沖縄あたりですと20円ぐらいの最賃と初任給の差があります。

ということで、私はやはり生産性云々じゃなくて、地域によって相当ばらつきがありますから、中央最低賃金審議会が全て決めるというより地方の実情に応じて決める、原則をはっきりさせて、そしてあとは地方でいろいろな状況を勘案しながら決めていくということじゃないかと思うんですよね。

(佐伯委員) 今丹羽委員がおっしゃったように、地方によっていろいろな差があるというのは現実でございます。それから、小規模の企業はやはり中小企業基本法で決まっているだけじゃなくて、実際従業員20人以下の企業が我が国において87%を占めています。ちょっと話がそれるかもしれませんが、政府が緩やかな景気回復とかいわれていますが、この87%の零細の企業にとっては全く実感がなく、ものすごく今困っているわけです。そういうことから、ちょっと現実と離れているなという感じがします。

従業員20人以下の事業所の統計がないのなら、調べてもらうような方向を考えるべきだと思うんです。

今、丹羽委員も何か資料をお持ちですけれども、我々中央会も高卒の初任給のデータ、1人から9人まで、10人から20人までと、データを持っていますので、調べろといわれれば中央会でも調べます。ちゃんとお出しすることができます。従業員20人以下の実態がわからないというのはちょっとおかしいなと思います。

(樋口議長) 丹羽委員がおっしゃったように、この場では原則考え方を合意していただくということで、そして具体的な水準をどうするかということについてはそれぞれ中央最低賃金審

議会ありますので、その場で議論していただくというようなことにしたらどうでしょうか。

(丹羽委員) いいと思います。そうしませんと、これはとても中央で全部細かいことを議論するということは難しいと思いますね。

(樋口議長) 舛添委員。

(舛添厚生労働大臣) データについて皆様方のご要望、これはしかと承りまして長期的な課題も含めてやりたいと思いますが、例えば賃金改定状況調査というのを最低賃金審議会で行うときに、当年6月1日現在の常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所で、1年以上継続して事業を営んでいる事業所、約4,000事業所ございますけれども、これを対象にして賃金の改定状況の実態を調査しておりますので、30人未満の企業で1年以上続いている、これについては出てくるということでございますが。今20人という数字、これをどういう形で確定するか、その問題も含めて少し私のほうでデータの問題については検討課題とさせていただきませうけれども、基本的には30人未満で最賃の基本資料としているということでございます。

(樋口議長) どうぞ。

(清成委員) 小規模企業という基本法の定義を持ち出すというのが、1つの考え方ではありますが、基本法は特定の政策目的によって決めた定義であって、最賃と直接につながるものではない。それから別の法律では小企業という概念もあるんです。したがって、基本法に必ずしもとられる必要はない。むしろ中小企業の中で比較的規模の小さい企業群というようなとらえ方で、したがって、統計的なデータもそれとの対応で少し弾力的にお考えになればどうかと思います。

(丹羽委員) もう1つ、最近世界の最低賃金はどうだという視点がある。1年前に比べますとかなり上がっています。もちろん円安とかいろいろなことがあるかもしれませんが、特にヨーロッパなんかはユーロ高で円に直してくると結構上がるということがあるかもしれません。ざっと申し上げますと、イギリスはもう1,200円ぐらいになりましたね。それから、オーストラリアが1,429円、それからカナダも州によりますが、大体800円近いところから900円ですね。アメリカも日本と同じぐらいでしたけれども、792円というところにきております。それから、ニュージーランドも940円。というようにかなり各国の最低賃金もやはり上がってきているんですね。

そういう意味で日本の一番の問題は、生活保護よりも低いということはやはり問題があるわけでありまして、生産性とは関係ないと思うんですね。そういう意味からいって、これはここにありますように、高卒の初任給の最低のところにはせめて合わせるというような原則をつく

って、あとはやはり樋口さんがおっしゃるように地域の実情に応じて、地域ごとに、そこで議論をして決めていただくというのがいいんじゃないかと思います。

(樋口議長) どうぞ。

(高木委員) ちょっとくどいかもかもしれませんが、20人、30人いろいろな議論もありますが、私どもは当初、高卒の初任給といたしましても平均的な水準を想定しておりました。高卒初任給というのは社会の入口賃金だというとらえ方もあり、それをいろいろな議論の経過もあり、特に経営側の皆さんがそんなのだったらとてもじゃないけれどもつき合えないというようなお話をされるものですから、10人だか99人のところの755円ですか、私どももそれはこの場で組織論みたいなことを申し上げるつもりはありませんが、大変きついものを背負って出てきているわけです。全国の副会頭会議のお話も出ましたけれども、少なくとも私どもは20人、30人とか、実際にデータをとってみたらどうなるか私もよくわかりませんが、そもそも今のようなご議論は私どもとしては非常にくみしがたいご発言だということだけ申し上げておきます。

(樋口議長) 今のご意見は小規模事業所というのをどう考えるかということについてということでもよろしいわけですね。この全体の原案ということでは。

(高木委員) もっと先に返ってそもそも論をやりだしたら、もうここまできておかしな話になるでしょう。

(樋口議長) はい。

(高木委員) だから、そこまでは申し上げません。

(樋口議長) ありがとうございます。

それでは、もしこの原案、合意案というようなことで合意いただけるのであれば、ぜひこれをお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(樋口議長) では、これを提出するということにしたいと思います。

では、舩添大臣。

(舩添厚生労働大臣) 本当に本日は皆様方お忙しいのにお集まりいただきましてこういう形での合意をとりまとめる方向でご議論いただきましてありがとうございます。この最低賃金の水準を保障するというのは最後のセーフティネットとして非常に重要だと思いますし、暗いニュースが多い中でこういう形で安心と希望を国民に与えていくということがこれからの日本の進むべき道だと思っております。

昨年、最低賃金について改正法が成立しました。そして、これが7月1日に施行されますの

で、中央最低賃金審議会に対してこういう厳しい原材料高、原油高、そういう中小企業をとりまく厳しい環境の中で最低賃金も上がっていく、そして同時に生産性も上がっていくと、そういういい循環ができるような形でやるというのがそもそもこの円卓会議の原点でございますので、本日はそういう形でいいご議論いただいたと思っておりますので、労使を代表する皆様を初め、委員の皆様方に心から御礼を申し上げたいと思います。

先ほど来議論が出ていますように、今年度の最低賃金額の改定の目安につきましては、中央最低賃金審議会において昨年の改正法の趣旨を踏まえて、今月末から調査を開始したいと思っております。そして10月からの実施に間に合うようにということで、しっかりとした議論が、本日の皆様方のご議論を踏まえてとり行われるようにこの中央最低賃金審議会に対してお願いしてまいりたいと思います。

また、中長期的に最低賃金の引上げのために中小企業事業者に対して一層効率ある支援をやらなければいけないと思っております。80%、90%、これは本当に少人数の方々を従業員として持つ中小企業であります。厚生労働省としましても、新雇用戦略ということを今度策定いたしまして、中小企業に対して人材面からの支援を充実強化していきたいと考えておりますので、関係閣僚の皆様方の協力もいただいて、強力にこの施策を進めていきたいと思っております。

本当に本日はとりまとめにご協力いただきましてありがとうございました。厚生労働大臣としても全力を挙げてこの精神が生きるように努力をしてまいりたいと思っております。

(樋口議長) それでは、もう一度最後に確認したいと思っております。

こちらの合意案が提出されておりますが、これは合意案の案を取りまして、合意ということにいたします。「円卓合意」とさせていただきたいと思っております。

それと、ご意見が出ました小規模事業所についてですが、それについては小規模事業所としては中小企業の大多数を占めるものであり、中小企業基本法に則した従業員数20人以下企業として考えるべきであるという意見があった。一方、中長期的には高卒初任給の平均水準への引上げを目指すべきである。また、小規模事業所は例えば統計上のデータである10人～99人の企業として考えるべきである。こういう意見もあった。小規模事業所については弾力的に考えるべきである、と添えたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、そのように取扱いさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の会合後の記者会見につきましては、大田大臣に対応をお願いしたいと考えております。大田大臣から一言お願いいたします。

(大田大臣) 本日の円卓会議では、かねてからの課題でありました最低賃金の中長期的な引上げの方針について合意をとりまとめることができました。もちろん生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げですね。委員の皆様の実心なご協力に心から感謝申し上げます。この合意をつくるのは難渋いたしましたけれども、よくぞ皆様方歩み寄ってくださったと本当に心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

本日の合意が中小企業と働く人、それから日本企業全体の底上げに大変貴重な一歩だと考えております。これから真価を発揮していきますように、政府としても全力で取り組んでまいります。委員の皆様におかれましても引き続きご協力をどうぞよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

(樋口議長) ありがとうございました。

私からも最後に一言。非常に有意義な、画期的な内容になったのではないかと考えております。これまでになかったすばらしい合意ができたと考えております。心から感謝申し上げたいと思います。

では、これで本日の会議を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

—了—